

踏切道改良促進法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備に関する政令案 新旧対照表

○道路法施行令（昭和二十七年政令第四百七十九号）（抄）（第一条関係）	1
○道路整備特別措置法施行令（昭和三十一年政令第三百十九号）（抄）（第二条関係）	8
○高速自動車国道法施行令（昭和三十三年政令第二百五号）（抄）（第三条関係）	16

改 正 案			現 行		
<p>目次</p> <p>第一章 道路管理者等（第一条―第六条）</p> <p>第二章 道路の占用（第七条―第十九条の四）</p> <p>第二章の二 違法放置等物件の保管の手続等（第十九条の五―第十九条の十一）</p> <p>第二章の三 危険物を積載する車両の水底トンネルの通行の禁止又は制限（第十九条の十二―第十九条の十五）</p> <p>第二章の四 連結位置及び連結料（第十九条の十六―第十九条の十八）</p> <p>第三章 道路に関する費用の負担及び補助</p> <p>第一節 道路の新設等に要する費用の負担（第二十条―第二十七条）</p> <p>第二節 道路に関する費用の補助（第二十八条―第三十条）</p> <p>第三章の二 長時間放置された車両の保管の手続等（第三十条の二―第三十条の五）</p> <p>第四章 道の区域内の道路の特例（第三十一条―第三十四条の二の三）</p> <p>第五章 雑則（第三十四条の三―第三十九条）</p> <p>附則</p> <p>（管理の特例の場合の読替規定）</p> <p>第一条の七（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 法第十七条第四項の場合における同条第七項の規定による法の規定の適用についての技術的読替えは、次の表のとおりとする。</p>					
第二十一条、第二十二道路管理者	（略）	読み替える規定	（略）	読み替えられる字句	（略）
道路管理者等	（略）	読み替える字句	（略）	読み替える字句	（略）
<p>目次</p> <p>第一章 道路管理者等（第一条―第六条）</p> <p>第二章 道路の占用（第七条―第十九条の四）</p> <p>第二章の二 違法放置物件の保管の手続等（第十九条の五―第十九条の十一）</p> <p>第二章の三 危険物を積載する車両の水底トンネルの通行の禁止又は制限（第十九条の十二―第十九条の十五）</p> <p>第二章の四 連結位置及び連結料（第十九条の十六―第十九条の十八）</p> <p>第三章 道路に関する費用の負担及び補助</p> <p>第一節 道路の新設等に要する費用の負担（第二十条―第二十七条）</p> <p>第二節 道路に関する費用の補助（第二十八条―第三十条）</p> <p>第三章の二 長時間放置された車両の保管の手続等（第三十条の二―第三十条の五）</p> <p>第四章 道の区域内の道路の特例（第三十一条―第三十四条の二の三）</p> <p>第五章 雑則（第三十四条の三―第三十九条）</p> <p>附則</p> <p>（管理の特例の場合の読替規定）</p> <p>第一条の七（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 法第十七条第四項の場合における同条第七項の規定による法の規定の適用についての技術的読替えは、次の表のとおりとする。</p>					
第二十一条、第二十二道路管理者	（略）	読み替える規定	（略）	読み替えられる字句	（略）
道路管理者等	（略）	読み替える字句	（略）	読み替える字句	（略）

条第一項、第二十二條の二、第二十三條第一項、第二十四條、第二十四條の二第一項及び第三項、第二十四條の三、第二十八條の二第一項、第三十二條、第三十三條第一項、第三十四條から第三十六條まで、第三十八條、第三十九條第一項、第三十九條の二第一項、第三十九條の三第一項、第三十九條の四、第三十九條の五第一項、第三十九條の六第一項から第三項まで、第三十九條の七第二項及び第四項、第四十條第二項、第四十一條、第四十二條第一項、第四十四條の二第一項から第五項まで及び第八項、第四十五條第一項、第四十六條第一項及び第二項、第四十七條の七第一項、第四十七條の八第一項、第四十八條の十七第一項、第四十八條の二十第一項及び第三項、第四十八條の二十一、第四十八條の二十二第一項から第三項まで、第四十八條の二十三から第四十八條の二十五まで、第五十六

条第一項、第二十二條の二、第二十三條第一項、第二十四條、第二十四條の二第一項及び第三項、第二十四條の三、第二十八條の二第一項、第三十二條、第三十三條第一項、第三十四條から第三十六條まで、第三十八條、第三十九條第一項、第三十九條の二第一項、第三十九條の三第一項、第三十九條の四、第三十九條の五第一項、第三十九條の六第一項から第三項まで、第三十九條の七第二項及び第四項、第四十條第二項、第四十一條、第四十二條第一項、第四十四條の二第一項から第五項まで及び第八項、第四十五條第一項、第四十六條第一項及び第二項、第四十七條の七、第四十七條の八第一項、第四十八條の十七第一項、第四十八條の二十第一項及び第三項、第四十八條の二十一、第四十八條の二十二第一項から第三項まで、第四十八條の二十三から第四十八條の二十五まで、第五十六條、第

第二十一条、第二十二 条第一項、第二十三 条第一項、第二十四 条、第三十二條、第 三十三條第一項、 第三十四條	(略)	読み替える規定	4 法第十七条第六項の場合における同条第七項の規定による法の規定の適用についての技術的読替えは、次の表のとおりとする。	条、第五十七條、第五十八條第一項、第五十九條第三項、第六十條、第六十一條第一項、第六十二條、第六十六條第一項、第六十七條の二から第六十九條まで、第七十條第一項、第三項及び第四項、第七十一條第一項から第五項まで、第七十二條第一項及び第三項、第七十三條第二項及び第三項、第八十六條第二項、第九十一條第一項から第三項まで、第九十二條第四項、第九十三條、第九十五條の二第一項及び第二項前段、第九十六條第五項
	(略)	読み替えられる字句		
道路管理者	(略)	読み替える字句	(略)	(略)
道路管理者等	(略)	読み替える字句	(略)	(略)

第二十一条、第二十二 条第一項、第二十三 条第一項、第二十四 条、第三十二條、第 三十三條第一項、 第三十四條	(略)	読み替える規定	4 法第十七条第六項の場合における同条第七項の規定による法の規定の適用についての技術的読替えは、次の表のとおりとする。	五十七條、第五十八條第一項、第五十九條第三項、第六十條、第六十一條第一項、第六十二條、第六十六條第一項、第六十七條の二から第六十九條まで、第七十條第一項、第三項及び第四項、第七十一條第一項から第五項まで、第七十二條第一項及び第三項、第七十三條第二項及び第三項、第八十六條第二項、第九十一條第一項から第三項まで、第九十二條第四項、第九十三條、第九十五條の二第一項及び第二項前段、第九十六條第五項
	(略)	読み替えられる字句		
道路管理者	(略)	読み替える字句	(略)	(略)
道路管理者等	(略)	読み替える字句	(略)	(略)

から第三十六条まで、第三十八条、第三十九条の三第一項、第三十九条の四第一項及び第三項から第五項まで、第三十九条の五第一項、第三十九条の六第一項及び第三項、第三十九条の七第二項及び第四項、第四十条第二項、第四十一条、第四十三条の二、第四十四条の二第一項から第五項まで及び第八項、第四十五条第一項、第四十六条第一項及び第二項、第四十七条第三項、第四十七条の二第二項及び第五項、第四十七条の四、第四十七条の五第二項、第四十七条の七第一項、第四十七条の八第一項、第四十八条の十七第一項、第四十八条の二十四、第五十七条、第六十六条第一項、第六十七条の二から第六十九条まで、第七十条第一項、第七十項及び第四項、第七十一条第一項から第五項まで、第七十二条第一項及び第三項、第七十二条の二第一項、第九十二条第四項、第九十三条、第九十五条の

から第三十六条まで、第三十八条、第三十九条の三第一項、第三十九条の四第一項及び第三項から第五項まで、第三十九条の五第一項、第三十九条の六第一項及び第三項、第三十九条の七第二項及び第四項、第四十条第二項、第四十一条、第四十三条の二、第四十四条の二第一項から第五項まで及び第八項、第四十五条第一項、第四十六条第一項及び第二項、第四十七条第三項、第四十七条の二第二項及び第五項、第四十七条の四、第四十七条の五第二項、第四十七条の七、第四十七条の八第一項、第四十八条の十七第一項、第四十八条の二十四、第五十七条、第六十六条第一項、第六十七条の二から第六十九条まで、第七十条第一項、第七十項及び第四項、第七十一条第一項から第五項まで、第七十二条第一項及び第三項、第七十二条の二第一項、第九十二条第四項、第九十三条、第九十五条の二、第

二、第九十六条第五項 前段		
(略)	(略)	(略)

(道路管理者の権限の代行)

第四条 法第二十七条第一項の規定により国土交通大臣が道路管理者に代わつて行う権限は、次に掲げるものとする。

一 一十六 (略)

十七 法第四十四条の二第一項(法第九十一条第二項において準用する場合を含む。)の規定により違法放置等物件を自ら除去し、又はその命じた者若しくは委任した者に除去させ、法第四十四条の二第二項(法第九十一条第二項において準用する場合を含む。)の規定により違法放置等物件を保管し、法第四十四条の二第三項(法第九十一条第二項において準用する場合を含む。)の規定により公示し、法第四十四条の二第四項(法第九十一条第二項において準用する場合を含む。)の規定により違法放置等物件を売却し、及び代金を保管し、並びに法第四十四条の二第五項(法第九十一条第二項において準用する場合を含む。)の規定により違法放置等物件を廃棄すること。

2 (略)
十八 一三十八 (略)

第二章の二 違法放置等物件の保管の手続等

(違法放置等物件を保管した場合の公示事項)

第十九条の五 法第四十四条の二第三項の政令で定める事項は、次に掲げるものとする。

- 一 保管した違法放置等物件の名称又は種類、形状及び数量
- 二 保管した違法放置等物件が放置され、又は設置されていた場所及びその違法放置等物件を除去した日時
- 三 その違法放置等物件の保管を始めた日時及び保管の場所
- 四 前三号に掲げるもののほか、保管した違法放置等物件を返還するため必要と認められる事項

(違法放置等物件を保管した場合の公示の方法)

九十六条第五項前段		
(略)	(略)	(略)

(道路管理者の権限の代行)

第四条 法第二十七条第一項の規定により国土交通大臣が道路管理者に代わつて行う権限は、次に掲げるものとする。

一 一十六 (略)

十七 法第四十四条の二第一項(法第九十一条第二項において準用する場合を含む。)の規定により違法放置物件を自ら除去し、又はその命じた者若しくは委任した者に除去させ、法第四十四条の二第二項(法第九十一条第二項において準用する場合を含む。)の規定により違法放置物件を保管し、法第四十四条の二第三項(法第九十一条第二項において準用する場合を含む。)の規定により公示し、法第四十四条の二第四項(法第九十一条第二項において準用する場合を含む。)の規定により違法放置物件を売却し、及び代金を保管し、並びに法第四十四条の二第五項(法第九十一条第二項において準用する場合を含む。)の規定により違法放置物件を廃棄すること。

2 (略)
十八 一三十八 (略)

第二章の二 違法放置物件の保管の手続等

(違法放置物件を保管した場合の公示事項)

第十九条の五 法第四十四条の二第三項の政令で定める事項は、次に掲げるものとする。

- 一 保管した違法放置物件の名称又は種類、形状及び数量
- 二 保管した違法放置物件の放置されていた場所及びその違法放置物件を除去した日時
- 三 その違法放置物件の保管を始めた日時及び保管の場所
- 四 前三号に掲げるもののほか、保管した違法放置物件を返還するため必要と認められる事項

(違法放置物件を保管した場合の公示の方法)

第十九条の六 法第四十四条の二第三項の規定による公示は、次に掲げる方法により行わなければならない。

一 (略)

二 前号の公示に係る違法放置等物件のうち特に貴重と認められるものについては、同号の公示の期間が満了しても、なおその違法放置等物件の占有者等の氏名及び住所を知ることができないときは、その公示の要旨を官報に掲載すること。

2 道路管理者は、前項に規定する方法による公示を行うとともに、国土交通省令で定める様式による保管違法放置等物件一覽簿を当該道路管理者の事務所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させなければならない。

(違法放置等物件の価額の評価の方法)

第十九条の七 法第四十四条の二第四項の規定による違法放置等物件の価額の評価は、取引の実例価格、当該違法放置等物件の使用年数、損耗の程度その他当該違法放置等物件の価額の評価に関する事情を勘案してするものとする。この場合において、道路管理者は、必要があるとき認めるときは、違法放置等物件の価額の評価に關し専門的知識を有する者の意見を聴くことができる。

(保管した違法放置等物件を売却する場合の手続)

第十九条の八 法第四十四条の二第四項の規定による保管した違法放置等物件の売却は、競争入札に付して行わなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するものについては、随意契約により売却することができる。

一 速やかに売却しなければ価値が著しく減少するおそれのある違法放置等物件

二 競争入札に付しても入札者がいない違法放置等物件

三 前二号に掲げるもののほか、競争入札に付することが適当でないとして認められる違法放置等物件

第十九条の九 道路管理者は、前条本文の規定による競争入札のうち一般競争入札に付そうとするときは、その入札期日の前日から起算して少なくとも五日前までに、その違法放置等物件の名称又は種類、形状、数量その他国土交通省令で定める事項を当該道路管理者の事務所に掲示し、又はこれに準ずる適当な方法で公示しなければならない。

第十九条の六 法第四十四条の二第三項の規定による公示は、次に掲げる方法により行わなければならない。

一 (略)

二 前号の公示に係る違法放置物件のうち特に貴重と認められるものについては、同号の公示の期間が満了しても、なおその違法放置物件の占有者等の氏名及び住所を知ることができないときは、その公示の要旨を官報に掲載すること。

2 道路管理者は、前項に規定する方法による公示を行うとともに、国土交通省令で定める様式による保管違法放置物件一覽簿を当該道路管理者の事務所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させなければならない。

(違法放置物件の価額の評価の方法)

第十九条の七 法第四十四条の二第四項の規定による違法放置物件の価額の評価は、取引の実例価格、当該違法放置物件の使用年数、損耗の程度その他当該違法放置物件の価額の評価に関する事情を勘案してするものとする。この場合において、道路管理者は、必要があるとき認めるときは、違法放置物件の価額の評価に關し専門的知識を有する者の意見を聴くことができる。

(保管した違法放置物件を売却する場合の手続)

第十九条の八 法第四十四条の二第四項の規定による保管した違法放置物件の売却は、競争入札に付して行わなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するものについては、随意契約により売却することができる。

一 速やかに売却しなければ価値が著しく減少するおそれのある違法放置物件

二 競争入札に付しても入札者がいない違法放置物件

三 前二号に掲げるもののほか、競争入札に付することが適当でないとして認められる違法放置物件

第十九条の九 道路管理者は、前条本文の規定による競争入札のうち一般競争入札に付そうとするときは、その入札期日の前日から起算して少なくとも五日前までに、その違法放置物件の名称又は種類、形状、数量その他国土交通省令で定める事項を当該道路管理者の事務所に掲示し、又はこれに準ずる適当な方法で公示しなければならない。

らない。

2 道路管理者は、前条本文の規定による競争入札のうち指名競争入札に付そうとするときは、なるべく三人以上の入札者を指定し、かつ、それらの者に違法放置等物件の名称又は種類、形状、数量その他国土交通省令で定める事項をあらかじめ通知しなければならない。

3 (略)

(違法放置等物件を返還する場合の手続)

第十九条の十 道路管理者は、保管した違法放置等物件を当該違法放置等物件の占有者等に返還するときは、返還を受ける者にその氏名及び住所を証するに足りる書類を提示させる等の方法によつてその者がその違法放置等物件の返還を受けるべき違法放置等物件の占有者等であることを証明させ、かつ、国土交通省令で定める様式による受領書と引換えに返還するものとする。

(違法放置等物件に関する規定の指定市以外の市町村が道路管理者の権限を代行する場合等についての準用)

第十九条の十一 (略)

2 第十九条の五から前条まで及び前項の規定は、道路予定区域に係る違法放置等物件について準用する。

ない。

2 道路管理者は、前条本文の規定による競争入札のうち指名競争入札に付そうとするときは、なるべく三人以上の入札者を指定し、かつ、それらの者に違法放置物件の名称又は種類、形状、数量その他国土交通省令で定める事項をあらかじめ通知しなければならない。

3 (略)

(違法放置物件を返還する場合の手続)

第十九条の十 道路管理者は、保管した違法放置物件を当該違法放置物件の占有者等に返還するときは、返還を受ける者にその氏名及び住所を証するに足りる書類を提示させる等の方法によつてその者がその違法放置物件の返還を受けるべき違法放置物件の占有者等であることを証明させ、かつ、国土交通省令で定める様式による受領書と引換えに返還するものとする。

(違法放置物件に関する規定の指定市以外の市町村が道路管理者の権限を代行する場合等についての準用)

第十九条の十一 (略)

2 第十九条の五から前条まで及び前項の規定は、道路予定区域に係る違法放置物件について準用する。

改 正 案

現 行

（道路法の規定の適用についての技術的読替え）
 第十五条 法の規定により機構及び会社又は地方道路公社が行う道路（高速自動車国道を除く。）の管理についての法第五十四条第一項の規定による道路法の規定の適用については、地方道路公社が行う道路（高速自動車国道を除く。）の管理について適用する場合において同法第三十二条第四項中「道路管理者」とあるのは「地方道路公社」とするほか、次の表の上欄に掲げる同法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ同欄に掲げる字句とする。

（道路法の規定の適用についての技術的読替え）
 第十五条 法の規定により機構及び会社又は地方道路公社が行う道路（高速自動車国道を除く。）の管理についての法第五十四条第一項の規定による道路法の規定の適用については、地方道路公社が行う道路（高速自動車国道を除く。）の管理について適用する場合において同法第三十二条第四項中「道路管理者」とあるのは「地方道路公社」とするほか、次の表の上欄に掲げる同法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ同欄に掲げる字句とする。

第三十二条第二項、第三項及び第五項、第三十三條第一項、第三十四條から第三十六條まで、第三十九條の二第一項、第三十	(略)		読み替える規定	読み替えられる字句	次に掲げる場合の区分に応じ読み替える字句
	(略)				
道路管理者	(略)				
機構	(略)				
地方道路公社	(略)				

第三十二条第二項、第三項及び第五項、第三十三條第一項、第三十四條から第三十六條まで、第三十九條の二第一項、第三十	(略)		読み替える規定	読み替えられる字句	次に掲げる場合の区分に応じ読み替える字句
	(略)				
道路管理者	(略)				
機構	(略)				
地方道路公社	(略)				

九条の三第一項、第三十九条の四第一項から第三項まで及び第五項、第三十九条の五第一項、第三十九条の六第一項から第三項まで、第三十九条の七第二項、第四十条第二項、第四十三条の二、第四十四条第四項、第四十六条、第四十七条第三項、第四十七条の二第一項及び第五項、第四十七条の四、第四十七条の七第一項、第四十八条第二項及び第四項、第四十八条の五第三項、第四十八条の八第二項、第四十八条の九、第四十八条の十、第四十八条の十二、第四十八条の二十四、第六十六条第一項、第六十八条、第六十九条、第七十一条第一項から第三項ま

九条の三第一項、第三十九条の四第一項から第三項まで及び第五項、第三十九条の五第一項、第三十九条の六第一項から第三項まで、第三十九条の七第二項、第四十条第二項、第四十三条の二、第四十四条第四項、第四十六条、第四十七条第三項、第四十七条の二第一項及び第五項、第四十七条の四、第四十七条の七、第四十八条第二項及び第四項、第四十八条の五第三項、第四十八条の八第二項、第四十八条の九、第四十八条の十、第四十八条の十二、第四十八条の二十四、第六十六条第一項、第六十八条、第六十九条、第七十一条第一項から第三項まで及び

第十八条第二項、第二十条第五項、第二十一条、第二十二条第一項、第二十二條の二、第二十三條第一項、第二十四條、第二十四條の二第三項、第二十四條の三、第二十八條第一項及び第三項、第三十二條、第三十三條	(略)	読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句	2 法の規定により有料道路管理者が行う道路（都道府県道及び市町村道に限る。）の管理についての法第五十四条第一項の規定による道路法の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる同法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。	及び第五項、第七十二条第一項及び第三項、第七十二条の二第一項、第八十七条第一項、第九十一条第三項、第九十六条第五項
	道路管理者	(略)				

第十八条第二項、第二十条第五項、第二十一条、第二十二条第一項、第二十二條の二、第二十三條第一項、第二十四條、第二十四條の二第三項、第二十四條の三、第二十八條第一項及び第三項、第三十二條、第三十三條	(略)	読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句	2 法の規定により有料道路管理者が行う道路（都道府県道及び市町村道に限る。）の管理についての法第五十四条第一項の規定による道路法の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる同法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。	第五項、第七十二条第一項及び第三項、第七十二条の二第一項、第八十七条第一項、第九十一条第三項、第九十六条第五項
	道路管理者	(略)				

第一項、第三十四
四から第三十九
九条まで、第三
十九条の二第一
項及び第五項か
ら第七項まで、
第三十九条の三
第一項及び第三
項、第三十九条
の四、第三十九
条の五、第三十
九条の六第一項
から第三項まで
、第三十九条の
七第二項及び第
四項、第四十条
第二項、第四十
一条、第四十二
条第一項、第四
十三条の二、第
四十四条第一項
、第二項及び第
四項、第四十四
条の二第一項か
ら第五項まで及
び第八項、第四
十五条第一項、
第四十六条、第
四十七条第三項
、第四十七条の
二第一項及び第
五項、第四十七
条の四、第四十
七条の五、第四
十七條の七第二
項、第四十七條

第一項、第三十
四から第三十三
九条まで、第三
十九条の二第一
項及び第五項か
ら第七項まで、
第三十九条の三
第一項及び第三
項、第三十九条
の四、第三十九
条の五、第三十
九条の六第一項
から第三項まで
、第三十九条の
七第二項及び第
四項、第四十条
第二項、第四十
一条、第四十二
条第一項、第四
十三条の二、第
四十四条第一項
、第二項及び第
四項、第四十四
条の二第一項か
ら第五項まで及
び第八項、第四
十五条第一項、
第四十六条、第
四十七条第三項
、第四十七条の
二第一項及び第
五項、第四十七
条の四、第四十
七条の五、第四
十七條の八、第
四十七條の十一

の八、第四十七
条の十一第一項
及び第三項、第
四十八条第二項
及び第四項、第
四十八条の二、
第四十八条の三
、第四十八条の
五第三項、第四
十八条の七、第
四十八条の第八
二項、第四十八
条の九、第四十
八条の十、第四
十八条の十一第
二項、第四十八
条の十二、第四
十八条の十七第
一項、第四十八
条の十八第一項
から第三項まで
、第四十八条の
二十から第四十
八条の二十四ま
で、第五十七條
、第五十八條第
一項、第五十九
條第三項、第六
十條から第六十
二條まで、第六
十六條第一項、
第六十七條の二
から第六十九條
まで、第七十條
第一項、第三項
及び第四項、第

第一項及び第三
項、第四十八條
第二項及び第四
項、第四十八條
の二、第四十八
條の三、第四十
八條の五第三項
、第四十八條の
七、第四十八條
の八第二項、第
四十八條の九、
第四十八條の十
、第四十八條の
十一第二項、第
四十八條の十二
、第四十八條の
十七第一項、第
四十八條の十八
第一項から第三
項まで、第四十
八條の二十から
第四十八條の二
十四まで、第五
十七條、第五十
八條第一項、第
五十九條第三項
、第六十條から
第六十二條まで
、第六十六條第
一項、第六十七
條の二から第六
十九條まで、第
七十條第一項、
第三項及び第四
項、第七十一條
第一項から第三

七十一条第一項から第三項まで及び第五項、第七十二条第一項及び第三項、第七十二条の二第一項、第七十三条第一項から第三項まで、第七十五条第四項及び第五項、第七十六条、第八十六条第二項、第八十七条第一項、第九十条第二項、第九十一条第二項及び第三項、第九十二条第四項、第九十五条の二、第九十六条第三項から第五項まで、第九十三条第四号及び第五号、第九十四条第一号、第三号及び第四号、第九十五条、第九十六条第一号	(略)	(略)
--	-----	-----

(高速自動車国道法の規定による道路法の規定の適用についての技術的読替え)
 第十六条 法の規定により機構及び会社が行う高速自動車国道の管理について法第五十四条第一項の規定により適用する高速自動車国道

項まで及び第五項、第七十二条第一項及び第三項、第七十二条の二第一項、第七十三条第一項から第三項まで、第七十五条第四項及び第五項、第七十六条、第八十六条第二項、第八十七条第一項、第九十条第二項、第九十一条第二項及び第三項、第九十二条第四項、第九十五条の二、第九十六条第三項から第五項まで、第九十三条第四号及び第五号、第九十四条第一号、第三号及び第四号、第九十五条、第九十六条第一号	(略)	(略)
---	-----	-----

(高速自動車国道法の規定による道路法の規定の適用についての技術的読替え)
 第十六条 法の規定により機構及び会社が行う高速自動車国道の管理について法第五十四条第一項の規定により適用する高速自動車国道

法第二十五条の規定による道路法の規定の適用については、同法第二十一条中「協議」とあるのは「独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構又は会社が協議」と、同法第三十九条の二第七項中「入札占用指針」とあるのは「機構が入札占用指針」と、同法第三十九条の五第二項中「道路管理者は、」とあるのは「道路管理者は、機構が」と、同法第四十七条の八第二項中「協定を」とあるのは「機構が協定を」と、同法第七十一条第四項中「基づく処分」とあるのは「基づく処分」で道路整備特別措置法第八条第一項第十三号、第十四号、第二十号、第二十二号、第二十五号、第二十八号若しくは第三十号若しくは第十七条第一項第七号、第九号、第十六号、第十八号、第二十一号、第二十四号若しくは第二十六号の規定により道路管理者に代わつて機構若しくは地方道路公社が行うもの若しくは有料道路管理者が行うもの」とするほか、次の表の第一欄に掲げる同法の規定中同表の第二欄に掲げる字句を高速自動車国道法第二十五条の規定により読み替えた同表の第三欄に掲げる字句は、それぞれ同表の第四欄に掲げる字句とする。

第一欄	(略)	第二欄	(略)	第三欄	(略)	第四欄	(略)
第三十二条第二項、第三項及び第五項、第三十三条第一項、第三十四条から第三十六条まで、第三十九条の三第一項、第三十九条の四第一項から第三項まで及び第五項、第三十九条の五第一項、第三十	道路管理者	国土交通大臣	機構				

法第二十五条の規定による道路法の規定の適用については、同法第二十一条中「協議」とあるのは「独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構又は会社が協議」と、同法第三十九条の二第七項中「入札占用指針」とあるのは「機構が入札占用指針」と、同法第三十九条の五第二項中「道路管理者は、」とあるのは「道路管理者は、機構が」と、同法第四十七条の八第二項中「協定を」とあるのは「機構が協定を」と、同法第七十一条第四項中「基づく処分」とあるのは「基づく処分」で道路整備特別措置法第八条第一項第十三号、第十四号、第二十号、第二十二号、第二十五号、第二十八号若しくは第三十号若しくは第十七条第一項第七号、第九号、第十六号、第十八号、第二十一号、第二十四号若しくは第二十六号の規定により道路管理者に代わつて機構若しくは地方道路公社が行うもの若しくは有料道路管理者が行うもの」とするほか、次の表の第一欄に掲げる同法の規定中同表の第二欄に掲げる字句を高速自動車国道法第二十五条の規定により読み替えた同表の第三欄に掲げる字句は、それぞれ同表の第四欄に掲げる字句とする。

第一欄	(略)	第二欄	(略)	第三欄	(略)	第四欄	(略)
第三十二条第二項、第三項及び第五項、第三十三条第一項、第三十四条から第三十六条まで、第三十九条の三第一項、第三十九条の四第一項から第三項まで及び第五項、第三十九条の五第一項、第三十	道路管理者	国土交通大臣	機構				

(略)	九条の六第一項から第三項まで、第三十九条の七第二項、第四十条第二項、第四十三条の二、第四十四条第四項、第四十六条、第四十七条第三項、第四十七条の二第一項及び第五項、第四十七条の四、第四十七条の七第一項、第七十八條第二項及び第四項、第四十八條の二十四、第六十六条第一項、第六十八条、第七十一条第一項から第三項まで及び第五項、第七十二条の二第一項、第九十六条第五項
(略)	
(略)	
(略)	

(略)	九条の六第一項から第三項まで、第三十九条の七第二項、第四十条第二項、第四十三条の二、第四十四条第四項、第四十六条、第四十七条第三項、第四十七条の二第一項及び第五項、第四十七条の四、第四十七条の七、第四十八条第二項及び第四項、第四十八条の二十四、第六十六条第一項、第六十八条、第七十一条第一項から第三項まで及び第五項、第七十二条の二第一項、第九十六条第五項
(略)	
(略)	
(略)	

改 正 案			現 行		
<p>（区域の決定の公示等）</p> <p>第三条 法第七条第一項の規定による高速自動車国道の区域の決定又は変更の公示は、次に掲げる事項を官報に掲載して行うものとする。</p> <p>一 （略）</p> <p>二 次のイ、ロ又はハに掲げる場合の区分に応じそれぞれイ、ロ又はハに定める事項</p> <p>イ （略）</p> <p>ロ 法第二十五条第一項の規定により適用があるものとされた道路法（昭和二十七年法律第八十号）第四十七条の七第一項の規定により立体的区域とする区域の決定の場合 イに掲げる事項並びに当該立体的区域とする区間及びその延長</p> <p>ハ （略）</p> <p>三 （略）</p> <p>2 法第七条第一項の規定による図面の縦覧は、縮尺千分の一の図面（法第二十五条第一項の規定により適用があるものとされた道路法第四十七条の七第一項の規定により立体的区域とした区間については、千分の一以上で国土交通省令で定める縮尺の図面）に当該区域を明示して、関係地方整備局若しくは北海道開発局又は関係地方公共団体の事務所において、前項の公示の日から起算して三十日間行うものとする。</p> <p>（道路法の規定の適用についての技術的読替え）</p> <p>第十二条 法第二十五条第一項の規定により道路法の規定を適用する場合における同条第二項の規定による同法の規定の技術的読替えは、次の表のとおりとする。</p>			<p>（区域の決定の公示等）</p> <p>第三条 法第七条第一項の規定による高速自動車国道の区域の決定又は変更の公示は、次に掲げる事項を官報に掲載して行うものとする。</p> <p>一 （略）</p> <p>二 次のイ、ロ又はハに掲げる場合の区分に応じそれぞれイ、ロ又はハに定める事項</p> <p>イ （略）</p> <p>ロ 法第二十五条第一項の規定により適用があるものとされた道路法（昭和二十七年法律第八十号）第四十七条の七の規定により立体的区域とする区域の決定の場合 イに掲げる事項並びに当該立体的区域とする区間及びその延長</p> <p>ハ （略）</p> <p>三 （略）</p> <p>2 法第七条第一項の規定による図面の縦覧は、縮尺千分の一の図面（法第二十五条第一項の規定により適用があるものとされた道路法第四十七条の七の規定により立体的区域とした区間については、千分の一以上で国土交通省令で定める縮尺の図面）に当該区域を明示して、関係地方整備局若しくは北海道開発局又は関係地方公共団体の事務所において、前項の公示の日から起算して三十日間行うものとする。</p> <p>（道路法の規定の適用についての技術的読替え）</p> <p>第十二条 法第二十五条第一項の規定により道路法の規定を適用する場合における同条第二項の規定による同法の規定の技術的読替えは、次の表のとおりとする。</p>		
読み替える道路法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句	読み替える道路法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）

<p>第二十一条、第二十二條第一項、第二十二條の二、第二十三條第一項、第二十四條、第二十四條の三、第二十八條第一項及び第三項、第三十二條、第三十三條第一項、第三十四條から第三十七條まで、第三十八條第一項、第三十九條の二第七項、第三十九條の三第一項及び第三項、第三十九條の四第一項から第三項まで及び第五項、第三十九條の五、第三十九條の六第一項から第三項まで、第三十九條の七第二項及び第四項、第四十條第二項、第四十一條、第四十二條第一項、第四十三條の二、第四十四條第一項、第四十四條第二項及び第四項、第四十五條第一項から第五項まで、第四十六條第一項、第四十六條、第四十七條第三</p>	<p>道路管理者</p>	<p>国土交通大臣</p>
<p>第二十一条、第二十二條第一項、第二十二條の二、第二十三條第一項、第二十四條、第二十四條の三、第二十八條第一項及び第三項、第三十二條、第三十三條第一項、第三十四條から第三十七條まで、第三十八條第一項、第三十九條の二第七項、第三十九條の三第一項及び第三項、第三十九條の四第一項から第三項まで及び第五項、第三十九條の五、第三十九條の六第一項から第三項まで、第三十九條の七第二項及び第四項、第四十條第二項、第四十一條、第四十二條第一項、第四十三條の二、第四十四條第一項、第四十四條第二項及び第四項、第四十五條第一項から第五項まで、第四十六條第一項、第四十六條、第四十七條第三</p>	<p>道路管理者</p>	<p>国土交通大臣</p>

項、第四十七條の二第一項及び第五項、第四十七條の四、第四十七條の五、第四十七條の七第一項及び第二項、第四十七條の八第一項、第四十七條の十一第一項及び第三項、第四十八條第二項及び第四十八條の十七第一項、第四十八條の十八第一項及び第二項、第四十八條の二十から第四十八條の二十二まで、第四十八條の二十四、第五十七條、第六十條、第六十二條、第六十六條第一項、第六十七條の二、第六十八條、第七十一條第一項から第五項まで、第七十二條の二第一項、第九十一條第二項、第九十二條第四項、第九十六條第五項、第一百三條第四号及び第五号、第一百四條第一号、第三号及び第四号、第一百五條、第一百六條第一

項、第四十七條の二第一項及び第五項、第四十七條の四、第四十七條の五、第四十七條の七、第四十七條の八第一項、第四十七條の十一第一項及び第三項、第四十八條第二項及び第四十八條の十七第一項、第四十八條の十八第一項及び第二項、第四十八條の二十から第四十八條の二十二まで、第四十八條の二十四、第五十七條、第六十條、第六十二條、第六十六條第一項、第六十七條の二、第六十八條、第七十一條第一項から第五項まで、第七十二條の二第一項、第九十一條第二項、第九十二條第四項、第九十六條第五項、第一百三條第四号及び第五号、第一百四條第一号、第三号及び第四号、第一百五條、第一百六條第一号

(略)	第四十七条の七第一項、第九十一条第一項	(略)	号
(略)	第十八条第一項	(略)	
(略)	高速自動車国道法第七条第一項	(略)	

(略)	第四十七条の七、第九十一条第一項	(略)	
(略)	第十八条第一項	(略)	
(略)	高速自動車国道法第七条第一項	(略)	